（目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十四条の二　法第二十七条において準用する法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供される前号に規定する届出に係る事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三　［略］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［(1)～（13－６）　略］

(14)　投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

a　投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。また、投資法人債管理補助者を設置する場合には、投資法人債管理補助者の氏名又は名称、住所及び投資法人債管理補助者である旨並びに委託の条件を記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

［(15)～(77)　略］

（目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十四条の二　［同上］

一　［同上］

二　前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続（法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の提出により当該手続を行つた場合を含む。）を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三　［同上］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～（13－６）　同左］

(14)　投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

a　投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

［(15)～(77)　同左］